

仕様書

1 業務の名称

小樽市生活困窮者等自立支援事業（就労準備支援事業）

2 業務の目的

生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者に対し、職場体験等を通じた訓練、生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等の日常・社会生活自立のための訓練を行うことにより、就労に必要な基礎能力の形成と、就労意欲の喚起を図ることで、一般就労につなげることを目的とする。

3 委託期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 対象者

本事業を利用する旨の支援決定を受けた者であること

5 人員配置

総括責任者（常勤・兼務可）及び就労準備支援員（常勤・専従）をそれぞれ1名ずつ配置するものとする。なお、就労準備支援員については、人事・労務管理やキャリア・コンサルティング等について一定の資格又は実績を有する者であることが望ましい。

6 業務実施体制

業務時間は、原則、月曜日から金曜日までの週5日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）とし、1日当たり午前8時50分から午後5時20分までとするが（休憩時間は午後0時15分から午後1時までとする。）、これ以外の時間において、受託者の基準に従い業務を行うことは差し支えない。

7 就業場所

就労準備支援員の就業場所については、生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する下記庁舎内とし、必要に応じて訪問支援等を実施すること。総括責任者の就業場所は問わない。

| | |
|------|--------------------------------|
| 名称 | 小樽市役所 |
| 所在地 | 小樽市花園2丁目12番1号 |
| 施設面積 | 小樽市役所本館1階の一部 約74m ² |

8 業務内容

- (1) 次に掲げる支援を組み合わせた就労準備支援プログラムの作成
 - (ア) 生活自立支援

社会生活を営む基本的な生活習慣が不十分である者に対し、電話や自宅訪問等で起床や定時通所等を促し、習慣化する。
 - (イ) 社会自立支援

生活習慣は確立しているものの、社会参加のために支援が必要な者に対し、挨拶の励行やボランティア活動、地域の事業者での職場見学など、就労の前段階として必要な社会的能力を身に付けるための指導・訓練を行う。
 - (ウ) 就労自立支援

一般就労に向けた実践的支援が必要な者に対し、継続的な就労経験の場を提供するとともに、模擬面接の実施や就職活動に向けた技法・知識の習得など、一般就労に向けた具体的な準備支援を行う。
 - (エ) その他

必要に応じ、求職活動支援や就職後の職場定着支援等を行う。
- (2) 就労準備支援プログラムに沿った対象者の支援、進捗状況の把握及び助言指導
- (3) 本市が行う生活困窮者自立相談支援事業との連携、支援調整会議への参加
- (4) 就労体験先及び中間的就労受入先の開拓
- (5) 対象者の求職活動支援及び就職後の職場定着支援
- (6) その他、目的を達成するために必要な支援

9 その他

- (1) 企画提案書により提案した業務内容を十分考慮し、本事業を行うこと。
- (2) この仕様書に記載のない疑義が生じた場合、本市と受託者の協議により対応するものとする。